

諮問番号：平成24年諮問第7号                      諮問日：平成24年 9月 7日  
答申番号：平成24年度答申第4号                  答申日：平成24年 9月28日  
件 名：「記章帯用証のカード化について」の開示に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「記章帯用証のカード化について」につき、その一部を不開示としたことについては、苦情申出人が開示すべきとする部分を開示すべきである。

### 第2 苦情申出人の主張の要旨

#### 1 苦情申出の趣旨

本件苦情申出の趣旨は、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定。以下「規程」という。）第3条に基づく「記章帯用証のカード化について（警務部警務課警務係所管）」（以下「本件対象文書」という。）の開示申出に対し、平成24年7月20日付け参庶文発第38号により参議院事務局（以下「事務局」という。）が一部を不開示としたことについて、その取消しを求め、不開示部分のうちカードのサンプルにはめ込まれたモデルの顔写真（以下「当該不開示部分」という。）を開示すべきというものである。

#### 2 苦情申出の理由

苦情申出人の主張する苦情申出の主たる理由は、苦情の申出書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）苦情の申出書

事務局は不開示理由として、本件開示申出に係る事務局文書のうち、当該不開示部分並びにデータベース様式の一例に表示された氏名、フリガナ及び生年月日は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号。以下「法」という。）第5条第1号本文）に相当し、同号ただし書イからハのいずれにも相当しないことから、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するとして一部不開示決定を行ったが、不開示部分中、当該不開示部分は以下の理由により不開示理由には相当しない。

当該不開示部分について、苦情申出人は過去に同様の議院行政文書（衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程（平成20年2月6日庁訓第1号。以下「衆議院規程」という。）第2条に定める「議院行政文書」をいう。）を衆議院規程に基づき衆議院事務局より開示を受けた例（平成24年6月13日付、衆庶発第1915号「議院行政文書開示通知書」によって開示された「カード化実施に関する綴2・3（総括）平成11年」）があり、衆議院事務局は当該不開示部分を「個人に関する情報」とせず開示を行った。本件は参議院事務局に係る事務局文書であるので、衆議院規程を直接適用することはできないが、

「情報公開法の趣旨を踏まえ」（規程第1条及び衆議院規程第1条）制定された同種の規程であり、事実上内容に相違がないことから、法第5条第1号の「個人に関する情報」には該当しないものとする。また仮に「個人に関する情報」に該当するとしても、法第5条第1号ただし書イの「法令の規定により公にされている情報」に該当する。また、衆議院事務局から開示された当該議院行政文書には、衆議院事務局所管及び衆参両院事務局共同管理に係る記章帯用カードのサンプルが含まれているが、記章名、所管、所属及び氏名並びに記章番号及び発行日等が一致するものがあり、また所属及び氏名は架空のものであると思料される。また、当該議院行政文書中のモデルは衆議院の衛視の制服を着用しており、記章に関する事務を所掌する警務部職員としての職務遂行上の情報であり、法第5条第1号ただし書ハの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」に該当する。

以上のことから、当該不開示部分は「個人に関する情報」（法第5条第1号本文）には相当せず、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報には該当しないことから開示されるべきである。なお、不開示部分中、「データベース様式の一例に表示された氏名、フリガナ及び生年月日」は実在する記者のものと思料され、事務局不開示情報に該当することから特段の苦情はない。

## （2）意見書

事務局は、理由説明書において、当該不開示部分は「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるため、法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書イ及びハに相当せず、また、法第5条第1号ただし書ロに相当する事情も認められないと主張する。

### ア 法第5条第1号本文について

モデルの顔写真は、一般論としては個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものではあるが、個別の事例として、衆議院事務局は当該不開示部分を「個人に関する情報」としなかった先例を踏まえる必要がある。また、苦情申出人において、衆議院事務局から同様の議院行政文書の開示の実施を受ける際、衆議院事務局担当者に対して当該不開示部分に相当する部分につき、衆議院規程においても同様に不開示事由として定める「個人に関する情報」に該当しないのかとの照会をしたところ、差し支えない旨の回答があった。

### イ 法第5条第1号ただし書イについて

法第5条第1号ただし書イは、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」を不開示情報の例外として規定している。

当該不開示部分は、参議院記章規程（昭和47年8月14日事務総長決定）に定める記章帯用証（記章帯用カード）のサンプルであるが、その様式は記章と共に警務課事務室に掲示されているものと承知している（参議院記章規程第2条第2項）。掲示されているサンプルが当該不開示部分と同一であるかは承知していないが、当該事務室が面会受付横に配置され、議院内への面会を求める者など、不特定多数の者の目に留まる場所であることを考えれば、法令の規定により公にされているものと考えられる。

### ウ 法第5条第1号ただし書ハについて

法第5条第1号ただし書ハは、「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該

情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報の例外として規定している。

理由説明書によると、当該不開示部分のモデルは、1か所が外部の者であるが、そのほかの者は苦情申出人が指摘した衆議院事務局職員である。これについて、事務局は内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申を指摘し、自衛隊員の顔写真を「職務の遂行に係る情報」とは認めていないと主張するが、これらの自衛隊員の顔写真がどのような形で記載されている情報であるかは答申書からは不明である。当該不開示部分の衆議院事務局職員がモデルとなっている部分に関しては、議院記章に関する事務を所掌する警務部において、記章に添えるべき記章帯用証のサンプルを作成し、事務局職員が職務上作成し、又は取得した事務局文書に記載されていることから「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」に該当する。

以上のことから、当該不開示部分は開示されるべきと考える。

### 第3 事務局の説明の要旨

#### 1 本件対象文書

本件対象文書は、事務局警務部警務課が保有する「記章帯用証のカード化について」との題名が付されたファイルに綴られた事務局文書一式であり、記章帯用証のカード化に関連する文書である。

#### 2 不開示理由の要旨

本件対象文書のうち、当該不開示部分並びにデータベース様式の一例に表示された氏名、フリガナ及び生年月日は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、また、同号ただし書イからハのいずれにも相当しない。したがって、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、不開示とした。

#### 3 苦情申出人の主張に対する所見

##### (1) 法第5条第1号本文との関係

当該不開示部分は、いずれも「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるため、法第5条第1号本文に定める不開示情報に相当する。

##### (2) 法第5条第1号ただし書イとの関係

苦情申出人は、当該不開示部分が法第5条第1号ただし書イの「法令の規定により公にされている情報」に該当することを主張している。法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定」とは、「何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」）と解されている。苦情申出人が言う「法令の規定」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、衆議院規程を指すものと思料する。衆議院規程は、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めているものではなく、また、衆議院規程に基づいて当該情報に対する開示請求がなされた場合においても、その都度不開示情報該当性等が判断されるものであることから、法第5条第1号ただし書イに定める「法令の規定」に該当するとは言えない。また、当該不開示部分は、内部資料に記録された情報であり、事務局において公にする慣行があるものではない。

よって、当該不開示部分は法第5条第1号ただし書イには相当しない。

### (3) 法第5条第1号ただし書ハとの関係

苦情申出人は、当該不開示部分が法第5条第1号ただし書ハの「当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報」に該当することを主張する。

当該不開示部分のモデルは、1か所が外部の者であるが、そのほかの者は衆議院事務局職員である。これに関して、政府の情報公開・個人情報保護審査会において、安全指導の徹底等を目的として海上自衛隊が発行した部内向けの文書に記録された自衛隊員の顔写真について、「法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない」とした答申がある（平成24年度（行情）答申第45号）。この答申においては、自衛隊員の顔写真を「職務の遂行に係る情報」とは認めていない。同様の答申がほかにもあり（平成23年度（行情）答申第395号、平成21年度（行情）答申第375号など）、これらを踏まえれば、当該不開示部分は衆議院事務局職員の顔写真を含めて、法第5条第1号ただし書ハに相当するとは言えない。

### (4) 当該不開示部分を不開示とすべき理由

以上のとおり、当該不開示部分は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であるため、法第5条第1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書イ及びハに相当しない。また、法第5条第1号ただし書ロに相当する事情も認められない。よって、当該不開示部分は規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当するため、不開示とすべきものとする。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 平成24年 9月 7日 諮問の受理
- ② 同月14日 事務局の職員（警務部警務課長）からの説明の聴取及び調査（本件対象文書の見分を含む。）・審議
- ③ 同月21日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同月28日 調査・審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書

本件対象文書は、前記「第3 事務局の説明の要旨」の「1 本件対象文書」において説明されているとおりであって、「記章帯用証のカード化について」との題名が付されたファイルに綴られた事務局文書一式である。

事務局が、本件対象文書のうち当該不開示部分並びにデータベース様式の一例に表示された氏名、フリガナ及び生年月日を、「個人に関する情報」であって「特定の個人を識別することができるもの」（法第5条第1号本文）に相当し、同号ただし書イからハのいずれにも相当しないことから、規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当することを理由に不開示としたところ、苦情申出人から、当該不開示部分の開示を求める苦情の申出がなされた。

当審査会で本件対象文書を見分したところ、当該不開示部分は、3名のモデルの顔写真であることが認められた。当該不開示部分の一部については、苦情申出人が主張するとおり、衆議

院事務局に対する開示申出により開示されていることが確認された。

## 2 事務局不開示情報該当性

事務局が主張するように、当該不開示部分はいずれも法第5条第1号本文に定める「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

以下、当該不開示部分のうち衆議院事務局において開示されたものを「写真A」、それ以外を「写真B」及び「写真C」とし、法第5条第1号ただし書イの該当性についてそれぞれ検討する。

まず、写真Aについては、既に衆議院事務局において衆議院規程に基づき正規の手続によって開示されていることから、「慣行として公にされ」ていると認められ、法第5条第1号ただし書イに該当すると認められる。

次に写真B及び写真Cについて検討する。法第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」とは、「ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないとすると合理的な理由がないなど、当該情報の性質上通例公にされるものも含む」（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」）と解釈されている。写真B及び写真Cについては、既に「カードのサンプルにはめ込まれたモデルの顔写真」という同種のもが開示されていることを踏まえると、法第5条第1号ただし書イの「公にすることが予定されている情報」に該当すると認められる。

したがって、当該不開示部分は法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」には該当するが、同号ただし書イに該当することから、法第5条第1号の不開示情報に該当するものとは認められず、当該不開示部分は規程第4条第3号に定める事務局不開示情報に該当しない。

## 3 不開示としたことの妥当性

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を不開示としたことについては、当該不開示部分を開示すべきであると判断した。

(答申をした委員の氏名)

瀧上信光、鈴木庸夫、中島肇